

平成 28 年熊本地震からの 復旧・復興に係る要望

**平成 28 年 10 月
熊 本 県・熊 本 市**

我が国観測史上初めて、震度7が2回、震度6弱以上が7回発生した平成28年熊本地震から半年が経過しました。県内では、17万棟を超える家屋被害や大規模な土砂災害をはじめとした広範かつ甚大な被害が発生し、その被害額は3兆7,850億円（熊本県試算）にも上っています。

国におかれては、これまで、被災者の救助活動、避難者への生活支援、激甚災害の指定をはじめ、熊本地震への迅速な対応をいただき御礼申し上げます。また、財政面においては、熊本地震復旧等予備費の使用決定や第二次補正予算で関連予算として4,139億円計上いただくなど、多くの補助制度の創設や補助率の嵩上げ、復興基金創設に対する特別交付税措置などに積極的に対応いただき重ねて感謝申し上げます。

熊本県では、復興後の熊本の将来像、中長期的に達成すべき目標や具体的な取組み等を取りまとめた「平成28年熊本地震からの復旧・復興プラン」を今月改訂し、熊本市でも「震災復興計画」を策定しました。この復旧・復興プラン及び震災復興計画を基に、躊躇なく、財政面で安心感をもって復旧・復興を成し遂げていくためには、中長期の予算確保をはじめ国の絶大なる支援が不可欠です。

貴府におかれては、一日も早い被災者一人一人の生活再建と熊本の更なる発展につながる創造的復興が実現できるよう、次の事項について適切な対策を講じていただくことを強く要望します。

平成28年10月

熊本県知事	蒲島郁夫
熊本県議会議長	吉永和世
熊本市長	大西一史
熊本市議会議長	澤田昌作

目 次

共 通 項 目

中長期の財源確保に向けた地方負担最小化のための特別な財政措置	… 1
国税・地方税の各種特例措置の創設	… 2

内 閣 府

被災者生活再建支援制度の拡充等	… 3
熊本地震デジタルアーカイブの構築に係る財政支援制度の創設	… 5
【併せて、総務省・文部科学省に要望】	

文 部 科 学 省

学校施設の災害復旧等に係る国庫補助制度の拡充	… 6
心のケア・学力保障・就学などに係る支援体制の充実	… 8
熊本城や阿蘇神社をはじめとする文化財の復旧・復興等	… 11

厚 生 労 働 省

医療・福祉提供体制の立て直しのための財源措置等	… 13
-------------------------	------

農 林 水 産 省

農林水産業の復旧・復興に向けた予算措置等	… 17
----------------------	------

経 済 産 業 省

復興のための企業立地・投資促進パッケージの創設	… 18
被災企業に対する復興支援及び販路開拓に係る国庫補助制度の充実	… 19

国 土 交 通 省 等

被災地の新たなまちづくりに向けた支援制度の創設等	… 20
--------------------------	------

国 土 交 通 省

住宅（宅地）再建及び被災地の復興のために必要な事業の予算確保等	… 21
被災地の迅速な復旧・復興に必要となるインフラ整備等	… 23
公共交通等の復旧・復興に向けた支援	… 25
観光地復興のための支援	… 27

環 境 省

被災ペットの譲渡推進支援	… 28
--------------	------

警 察 庁

警察活動費についての国庫補助金の予算確保	… 29
----------------------	------

中長期の財源確保に向けた地方負担最小化のための特別な財政措置

【各府省庁】

提案・要望事項

熊本地震からの復旧・復興の取組みに関し、中長期の財源確保に向け、立法措置を含め、補助制度の創設や補助率嵩上げ、地方負担分（裏負担・単独事業）への十分な交付税措置など、地方の財政負担の最小化のための特別な財政措置を次年度以降も継続して講じていただきたい。

また、今年度予算計上された熊本地震復旧等予備費に関し、本県の要望を受けた使用決定をしていただきたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

- ・被害状況：死者 129 人、住家被害 172,880 棟
- ・総事業費：9 月補正までの地震関係県予算 5,205 億円

2 現行制度及び東日本大震災時の対応等

	現行	要望内容	東日本大震災時
補助制度の創設・補助率嵩上げ	激甚災害指定及び一部事業の補助制度の創設・補助率嵩上げ	新たな補助制度の創設・補助率嵩上げ、補助率嵩上げの継続	東日本大震災財特法による補助制度の創設・補助率嵩上げ
地方負担分（裏負担・単独事業）への十分な交付税措置	地方負担分に対する普通交付税・特別交付税措置、復興基金創設のための特別交付税の別枠措置	地方負担分への十分な交付税措置の継続	震災復興特別交付税による地方負担分全額の別枠措置
予備費の早期全額使用決定	2,900億円のうち2,477億円が使用決定	本県の要望を受けた使用決定の追加	8,000億円 (H23年度2次補正)

3 要望の内容

- ① 復旧・復興には相当な期間を要するため、来年度以降の中長期にわたり、安心して事業に取り組むことができる財源の確保が求められる。
- ② 激甚災害指定や一部において補助制度の創設及び補助率嵩上げは成されたものの、要望が実現していないものもある。
 【要望が実現していないものの主な例】
 - ・熊本地震の特質である液状化、亀裂・陥没などの宅地被害対策（公共施設に影響を与える恐れのないもの等）
 - ・今後の被災団体のまちづくりを迅速かつ柔軟に進めるための総合的な支援制度（交付金等）の創設、税の特例措置、規制改革等
- ③ 今年度は、特別交付税の増額（510 億円）による復興基金が創設されるものの、来年度以降についても熊本地震に係る特別の財政需要に対応するため、十分な交付税措置が求められる。
- ④ 現在予算計上されている「熊本地震復旧等予備費」2,900 億円のうち 2,477 億円が使用決定済みであるが、残る 423 億円について、本県の要望を受けた使用決定が求められる。

国税・地方税の各種特例措置の創設

【内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

提案・要望事項

- ① 東日本大震災の例を踏まえ、復旧・復興を力強く推進させるための国税・地方税の特例措置を創設いただきたい。
- ② 税制上の特例措置を講じることに伴い被災地方自治体に生じる地方税の減収についての適切な補てん措置を講じていただきたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

- ・ 被害状況：死者 129 人、住家被害 172,880 棟、被害額約 3.8 兆円

2 現行制度及び東日本大震災時の対応等

	現行	要望内容	東日本大震災時
①-1 国税の各種特例措置	特例措置なし	所得税、法人税等に係る特例措置の創設	震災特例法により特例措置を創設
①-2 地方税の各種特例措置	特例措置なし	個人住民税、固定資産税等に係る特例措置の創設	地方税法改正により特例措置を創設
② 地方税の減収補てん措置	特例措置なし	減収分を補てんする措置	地方交付税の基準財政収入額の特例加算

3 要望の内容

熊本地震の被災者（企業）は、これから復興に向けて取り組んでいくことになるが、現行の税制では、従前の税負担が軽減されず、又は、新たな税負担が生じるなど、生活や事業を再建するうえで支障が生じることが懸念される。

そこで、東日本大震災時に設けられた各種特例措置のうち、以下の措置については、熊本地震からの復旧・復興を力強く推進させるため、平成 29 年度税制改正において特例措置を創設いただきたい。

併せて、これらの措置に伴い生じる地方税の減収について、適切な減収補てん措置を講じていただきたい。

- ・ 所得税 雑損控除等の特例、財形住宅貯蓄等の目的外払出しに係る特例
- ・ 法人税 損失の繰戻し還付、被災代替資産に係る特別償却
東日本大震災の際の政府による被災地支援も踏まえた企業税制の特例
- ・ 資産税 相続税等における評価基準等の特例、登録免許税の免税、事業承継税制の要件緩和
- ・ 消費課税 課税事業者選択届出書の提出の特例、印紙税の非課税、自動車重量税の特例
- ・ 個人住民税 雑損控除等の特例、財形住宅貯蓄等の目的外払出しに係る特例
- ・ 固定資産税・不動産取得税 被災代替不動産・償却資産の特例
- ・ 自動車税等 被災代替自動車の特例

被災者生活再建支援制度の拡充等

【内閣府】

提案・要望事項

- ① 被災者生活再建支援制度における半壊世帯への柔軟な対応と一部損壊世帯への支援を拡充いただきたい。
- ② 宅地被害を踏まえて、被災者生活再建支援制度を拡充いただきたい。
- ③ 災害援護資金貸付制度について、被災者が利用しやすい制度となるよう見直していただきたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

①被害状況 住家被害罹災証明発行世帯数 計175,901世帯（H28.10.18時点）

全壊 12,582世帯 大規模半壊世帯 11,684世帯

半壊 45,014世帯 一部損壊 106,621世帯

②被害状況 熊本都市圏及び阿蘇地域を中心に、がけや擁壁の崩壊、液状化、亀裂・陥没といった様々な宅地被害がこれまでの地震災害にくらべて多数発生。

（被災宅地危険度判定（H28.8.13時点）の「危険」と「要注意」（簡易調査を含む）の件数：熊本県7,114件、宮城県2,356件、新潟県726件、岩手県217件）

③借入申込状況（9月30日時点）

区 分	申込者数	借入申込金額
世帯主の負傷	3名	4,000,000円
家財に概ね1/3以上の損害	107名	128,702,740円
住居半壊	198名	332,350,000円
住居全壊	48名	119,790,000円
住居滅失・流失	6名	19,000,000円
合 計	362名	603,842,740円

2 現行制度及び東日本大震災時の対応等

	現行	要望内容	東日本大震災時
①支給対象の拡充	・半壊世帯は一部支給対象 ・一部損壊世帯は対象外	・半壊世帯にも50万円を支給 ・一部損壊世帯への支援拡充	なし
②宅地の復旧に対する加算金の支給	なし	宅地復旧に対する加算金（100万円）を支給	なし
③災害援護資金の無利子化	年利3%	無利子	特措法により無利子

3 要望の内容

①、②

観測史上初となる震度7の2回の観測や過去に例を見ない余震の継続により、多数の住宅被害が発生し、宅地にも甚大な被害が生じている。

現行の被災者生活再建支援制度では、半壊（解体世帯を除く）や一部損壊等が制度の対象外となっているが、半壊や一部損壊の住家被害であっても、その修理等に多大な費用を要し、被災者の生活再建の障害となっている。また、宅地の被害が迅速を要する被災者の住宅再建の大きな障害となっている。

そのため、半壊世帯への柔軟な対応（50万円の基礎支援金の支給対象とする）や一部損壊世帯への支援の拡充と住宅の建築・購入等の場合の加算金支給とは別に、宅地の復旧に対しても加算金を支給（100万円）いただきたい。

③ 熊本地震では、震度7を2回観測するなど、これまでに前例のない地震であったことから、県内で175,901世帯（H28.10.18時点）の住家被害が生じており、被災者にとっては損壊した住宅等の再建が喫緊の課題となっている。

低所得者層に対する公的な融資制度として「災害援護資金貸付制度」があるが、平成24年7月に発生した九州北部豪雨災害の際は本県における利用実績が0.3%とほぼ無いに等しい状況であった。今回の熊本地震においても、被災者数に対する借入申請者の割合が著しく低い状態となっている。

本資金の利子3%の規定は、一般金融機関の現行貸付利率と比べて非常に高く、低所得者層を対象とする融資制度として利用しやすい制度とは決して言えない状況である。

そのため、本制度の利用を希望する被災者の返済に係る負担軽減を図ることで、金銭的に困窮している被災者にとって利用しやすい制度となるよう、東日本大震災と同様、利子3%を免除する特例措置を講じるよう、制度を見直していただきたい。

※ 災害援護資金利用実績（利用者数／住家被害棟数）

災害	都道府県	利子	利用実績	
熊本地震	熊本県	3%	0.21%	(H28.9.30時点)
東日本大震災	宮城県	無利子	4.85%	(H25.4時点)
	岩手県		1.77%	(H25.4時点)

熊本地震デジタルアーカイブの構築に係る 財政支援制度の創設

【内閣府、総務省、文部科学省】

提案・要望事項

被害の実情や復旧・復興の過程で得られたノウハウ、教訓等を収集し、国民の共有財産として後世に遺していくため、熊本地震に係るデジタルアーカイブを構築する取組みに対する国庫補助制度を創設いただきたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

・総事業費 約264百万円

2 現行制度及び東日本大震災時の対応等

	現行	要望内容	東日本大震災時
国庫補助制度の創設	なし	デジタルアーカイブを構築する取組みに対する国庫補助制度の創設	情報通信技術利活用事業費補助金（補助率1/3 復興特別交付税2/3）・・・H26まで 復興交付金（補助率8/10 復興特別交付税2/10）

3 要望の内容

南海トラフ地震をはじめ、今後、大きな地震がいつどこで起きてもおかしくない状況にあるとの認識のもと、今回の熊本地震の経験を教訓として、国民全体で共有し、今後の災害に活かす必要があるため、被害の実情や復旧・復興の過程で得たノウハウ、教訓等を、しっかりと記録し、整理・蓄積し、後世に遺していくことが重要である。

このため、防災対策や防災教育の充実・強化の視点から、各種活動の記録や資料を幅広く収集してデジタルアーカイブ化するための取組みを進めていくこととしており、財政支援制度を創設いただきたい。

学校施設の災害復旧等に係る国庫補助制度の拡充

【文部科学省】

提案・要望事項

学校施設の災害復旧等に係る以下の措置を講じていただきたい。

- ① 公立学校施設の災害復旧費に係る補助対象範囲の拡大及び所要の予算確保
- ② 公立学校施設の避難所としての施設整備に係る国庫補助率の嵩上げ及び補助対象範囲の拡大
- ③ 私立学校施設の災害復旧・防災機能強化への支援の充実強化及び所要の予算確保

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

【公立学校施設】

- ・被害状況：公立学校等 714 校中 446 校が被災（H28.9.21 時点）。
- ・総事業費：220 億円（H28.9.21 時点）

【私立学校施設】

- ・被害状況：私立学校（大学を除く）163 校中 123 校が被災（H28.9.14 現在）
- ・総被害額：127 億円（H28.9.14 時点）
（内訳）幼稚園：6 億円、中学・高等学校：109 億円、専修学校等：12 億円

2 現行制度及び東日本大震災時の対応等

	現行	要望内容	東日本大震災時
① 補助対象の拡大	補助率2/3 対象：原形復旧	設計費、少額復旧、改良復旧等の対象化	設計・監理費は対象
②-1 国庫補助率嵩上げ	補助率1/3	1/3 ⇒ 嵩上げ	嵩上げなし 復興交付金、地方交付税の加算により地方負担生じないよう手当
②-2 補助対象の拡大	対象：屋外施設のみ	高等学校の対象化	—
③-1 災害復旧への支援の充実強化	一般単独災害復旧事業債が適用可能 [充当率]100% [交付税措置率]47.5%～	補助災害復旧事業債の適用 [充当率] 現年100% [交付税措置率] 95%	—
③-2 防災機能強化への支援の充実強化	補助率 1/3	1/3 ⇒ 嵩上げ	—

3 要望の内容

- ① 今回の地震により、県立学校 71 校中 57 校、市町村立学校等 643 校中 389 校の学校施設が被害を受けており、復旧には 220 億円以上の費用を要することが見込まれる。そのため、安全安心な教育環境の確保に向けて所要の予算を確保いただきたい。

また、震度 7 が連続したことにより、校舎等が大きな被害を受けたが、復旧に当たっては、熊本地震に耐えられる耐震性の向上が必要であり、また、被災した児童・生徒の心理面にも配慮した復旧が必要である。

しかし、現行制度では、国庫負担率 2/3 に加え、「激甚災害に対処するための特別財政援助等に関する法律」により更なる嵩上げ及び被災した児童・生徒の心理面に配慮した地震の痕跡を残さない復旧は措置されたものの、熊本地震に耐えうる耐震性の向上などの改良復旧については国庫補助の対象となっていない。

さらに、被害状況調査費用、設計費用の一部、少額な施設等の復旧に係る経費は国庫補助の対象外となっている。

そのため、これらの経費について補助対象範囲の拡大等の措置を講じていただきたい。

- ② 今回の地震では、多くの被災者の方々が学校に避難されたが、震度 7 が連続したことにより、学校施設が蒙った被害は予想以上に大きく、避難所として指定されていた施設も十分にその役割を果たすことができなかった。

そのため、避難所としても使用される学校施設は、今回の地震の経験を活かし、災害の際に避難所として十分な機能を発揮するために、非構造部材の耐震化、空調設備やトイレの洋式化、備蓄倉庫や無線 LAN の設置等も実施する必要がある。

しかし、現行制度では、防災機能強化の一環として施設を整備する公立小・中学校等については 1/3 の国庫補助があるが、依然として地方負担が大きいと、補助率を嵩上げいただきたい。

また、屋外防災施設を除き現行制度の対象となっていない高等学校についても補助対象としていただきたい。

- ③ 今回の地震により、私立幼稚園 79 園中 50 園、中学・高等学校 31 校中 29 校、専修学校・各種学校 53 校中 44 校の学校施設が被害を受けており、復旧には約 127 億円の費用を要することが見込まれる。

復旧にあたっては、「激甚災害に対処するための特別財政援助等に関する法律」による 1/2 補助に加え、別途、経常費助成により災害復旧事業費の 1/6 まで補助する実質的な嵩上げが措置された。しかし、被害が 40 億円を超す学校などは、残り 1/3 を負担するのは厳しいことから、学校法人の公益性に鑑み、県が嵩上げ補助等を行う場合に、補助災害復旧事業債の適用ができるよう制度を拡充いただきたい。

併せて、災害からの復旧・復興には国からの長期的な支援が不可欠であり、災害復旧に関する国からの継続的な支援とともに、所要の予算を確保いただきたい。

また、今回の地震では、震度 7 が連続した後も余震が続いたことにより、指定避難所となっていない私立学校施設にも多くの近隣住民が避難した。そのため、今回の地震の経験を活かし、災害の際に避難場所としても十分な機能を発揮するために、可搬式の発電機や LP ガス、緊急用給水システム等も設置する必要がある。

しかし、現行では 1/3 の国庫補助制度があるが、補助対象になっていない設備もあり、残り 2/3 の学校負担も大きいことから、補助対象の拡大と補助率を嵩上げいただきたい。

心のケア・学力保障・就学などに係る支援体制の充実

【文部科学省】

提案・要望事項

被災した児童生徒等の心のケアや学力保障等に係る支援体制の充実のため、以下の措置を講じていただきたい。

- ① 児童生徒の心のケア、学力保障などに係る東日本大震災を踏まえた教職員の加配措置
- ② スクールカウンセラー（ＳＣ）及びスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）の派遣等に係る支援
【公立学校】：ＳＣの追加配置に係る継続的な支援及びＳＳＷの追加配置に係る国庫補助率の嵩上げ
【私立学校】：ＳＣ及びＳＳＷの派遣等に係る国庫補助制度等の創設
- ③ 県が行う私立学校授業料減免補助事業への継続的な支援、補助対象経費の拡充及び県負担分に対する別枠での財政措置
- ④ 学生等が被災等により進学や学業の継続を断念することがないように、貸与基準を満たす希望者全員が無利子奨学金を受けられる拡充案の確実な予算化

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

- ① 児童生徒の心のケア、学力保障への対応のため、教職員加配が必要
 ・総事業費：562 百万円 （※H28 事業費。H29 以降は金額精査中）
- ② **【公立学校】** 地震の影響で心のケアや家庭への支援が必要と考えられる児童生徒数 3,284 人（義務 2,488 人、高校 796 人）（H28.7.7 現在）
 ・総事業費：372 百万円（義務 313 百万円、高校 59 百万円）
 （※H28 事業費。H29 以降は金額精査中）
【私立学校】 地震の影響で心のケアが必要と考えられる生徒数 204 人（私立中学、高等学校）（H28.7.1 現在）

③ 要支援幼児・生徒数

(単位:人)

		中学・高校 (H28.5.31現在)	幼稚園 (H28.5.27現在)	専修学校・各種学校 (H28.5.16現在)
要支援幼児・生徒数		730	168	307
《内訳》	自宅が半壊以上	679	163	280
	勤務先倒産・家計主宰者失業等	51	5	27

- ④ 熊本地震により多数の離職者・休職者が発生。住家等の被害も甚大であり、県民の家計に影響を及ぼしている。
 (参考) 熊本地震の影響による解雇・離職で求職中の被災者：少なくとも 2,772 人（9 月 4 日現在）
 休業予定者実人員：33,396 人（8 月 19 日現在）
 住家被害：170,102 棟 うち全半壊：38,263 棟（9 月 27 日現在）

2 現行制度及び東日本大震災時の対応等

	現行	要望内容	東日本大震災時
①小中学校に加配措置 ・国庫補助率嵩上げ ・人的増員に要する諸経費	79人分 補助率1/3 なし	精査中 補助率1/3以上 全額	1,000人 1/3+特別交付税 特別交付税
②-1【公立学校】 S Cの追加配置への継続的 支援	補助率10/10 (H28)	H29以降も継続	全額国庫による 委託事業 (復興特別会計)
②-2【公立学校】 S S Wの追加配置に係る国 庫補助率の嵩上げ	補助率1/3	補助率1/3以上	該当事業なし※
②-3【私立学校】 スクールカウンセラー(S C)の配置等に係る国庫補 助制度等の創設	現行制度なし	国庫補助制度等の創設	全額国庫による 委託事業 (復興特別会計)
②-4【私立学校】 スクールソーシャルワー カー(S S W)の派遣等に 係る国庫補助制度等の創 設	補助率1/3	国庫補助制度等の創設 もしくは、既存事業の補 助率(1/3)の嵩上げ	該当事業なし※
③ 私立学校授業料減免事 業への継続的支援及び補 助対象経費の拡充並びに 県負担分に関する別枠で の財政措置	[対象経費] 授業料、施設設備費 [財源] 国2/3、県1/3	[対象経費] 入学金、受験料を追加 [財源] 県負担分への別枠での 地方財政措置	[対象経費] 入学金含む [財源] 国庫 10/10 (特例交付金)
④日本学生支援機構による 無利子奨学金の貸与	貸与基準を満たす 者の中から、採用 枠(予算)の範囲 で貸与	貸与基準を満たす希 望者全員に貸与	貸与基準を満たす 希望者全員に貸与

※現在は東日本大震災被災地に係る災害救助法が適用された地域を対象にした全額国庫による交付金事業あり。(復興特別会計)

3 要望の内容

- ① H28年度は79人分の加配の予算措置(96人の実配置、熊本市34人を含む)をいただいております。児童生徒の心のケアや学力保障など、被災地域の学校運営に支障がないよう、教諭を配置し、少人数指導やチーム・ティーチング授業等を行い、授業に集中して取り組むことができるようになった。また、養護教諭を配置し、S Cとの連絡調整を行うことができた。

しかしながら、熊本地震からの教育の復旧・復興を成し遂げていくためには、H29年度も引き続き、各市町村からの要望に応じた被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員の加配が必要不可欠である。

また、義務教育の現行制度では、人件費として1/3の国庫補助があり、現在のところ加配教職員の一部について、人件費に係る交付税措置がなされているが、東日本大震災を踏まえた国庫補助率の嵩上げ(1/3以上)又は国庫補助制度を創設いただきたい。

さらに、人件費以外の加配に要する諸経費について、現行では補助制度がないため、併せて国庫補助制度の創設をお願いしたい。

② 【公立学校】

ＳＣの配置については、被災した児童生徒等の心のケア等に係る緊急配置の全額が補助対象となる「災害時緊急ＳＣ活用事業」が制度化され、平成28年度の補助事業者として指定されたが、来年度以降も引き続き指定していただきたい。

また、ＳＳＷの配置は、被災した児童生徒の心のケアやいじめ・不登校等の未然防止及び解消に顕著な効果があり、高いニーズがある。また、被災した児童生徒の心のケアや家庭環境の改善は喫緊の課題でもあることから、「ＳＳＷ活用事業」について規模を拡大する必要がある。

今回被災により家庭環境が大きく変化した児童生徒も多く、児童生徒の心のケアにおいては、福祉面を中心とした関係機関との連携を図るＳＳＷの効果も高い状況である。本県事業の円滑な実施のために、追加配置に係る国庫補助率を嵩上げいただきたい。

【私立学校】

ＳＣの配置について、公立に関しては、被災した児童生徒等の心のケア等に係る緊急配置の全額が補助対象となる「災害時緊急ＳＣ活用事業」が制度化されたが、私立については対象には含まれていない。

ＳＳＷについては、私立も既存の「ＳＳＷ活用事業」の対象ではあるものの、補助率は従来の1/3のままの状況である。

そのため、私立に関しても被災した生徒の心のケアを全面的にサポートできるような国庫補助制度等を創設いただきたい。

さらに、今後、同様の震災が起こる可能性も十分あることから、熊本地震を契機に、(阪神大震災時に学校復旧に係る施設整備補助制度ができたように)最新の災害を受け出された施策をその後のスタンダードとできるような制度の構築をお願いしたい。

- ③ 今回の地震では、多くの生徒が被災し、その保護者も勤務先が被災するなど、生活への不安を抱えながら日々を過ごされている。経済的理由により就学を断念することがないよう、先般、県が行う私立学校への授業料減免補助事業に対し、国から3分の2を補助する支援策が示されたところである。

しかし、入学金、受験料は補助の対象となっていない。

そのため、東日本大震災同様、被災生徒への授業料減免への支援を継続していただくとともに、現在、補助対象となっていない入学金、受験料を補助対象に加えていただきたい。また、残り県負担分に対し、別枠で地方交付税措置を講じていただきたい。

- ④ 東日本大震災の被災者に対しては、復興特別会計による「震災復興枠」が創設され、貸与基準を満たす者全員への無利子奨学金の貸与が行われているところである。

熊本地震による被災等により進学や学業の継続を断念する学生等を出さないためにも、東日本と同様に貸与基準を満たす希望者全員への無利子奨学金の貸与が実現する必要がある。そのため、29年度概算要求事項を確実に実現いただきたい。

熊本城や阿蘇神社をはじめとする文化財の復旧・復興等

【文部科学省】

提案・要望事項

文化財の早期復旧及び復興に向けた埋蔵文化財発掘調査への支援のため、以下の措置を講じていただきたい。

- ① 熊本城の復旧・復興に向け、国からの財政支援の継続と人的かつ技術的支援
- ② 阿蘇神社等の国指定文化財の災害復旧に係る国庫補助率の嵩上げ等及び国指定以外の文化財の復旧に向けた国庫補助制度の創設
- ③ 被災文化財救援（文化財レスキュー）事業等の予算確保と事業期間の延長及び被災文化財建造物復旧支援（文化財ドクター）事業の予算確保
- ④ 復興に向けた埋蔵文化財発掘調査について、国庫補助率の嵩上げ及び人材確保のための支援体制の整備

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

【文化財関係】

- ・被害状況 国指定（登録）文化財 98 件（303 件中）、県指定文化財 59 件（383 件中）
- ・総事業費：937 億円（うち熊本城分 634 億円）

【埋蔵文化財発掘調査関係】

- ・震災による個人住宅等の全半壊戸数が 3 万 8 千棟を超え、建替えに伴う埋蔵文化財調査の業務量の拡大。
- ・震災による地割れ等に伴う農用地の復旧事業の実施に伴う対応量の増加。
- ・復興計画に基づく公共工事の実施に伴う対応量の増加。

2 現行制度及び東日本大震災時の対応等

	現行	要望内容	東日本大震災時
① 熊本城の復旧に向けた特段の支援	櫓等：90%（5%嵩上げ） 石垣：75%（ 〃 ） *交付税措置95%	継続的な財政支援 人的かつ技術的支援	—
②-1 国指定文化財の復旧に向けた国庫補助率の嵩上げと人的支援	国指定：70～85% 国登録：設計費のみ70～85%補助	国庫補助率の嵩上げ	国指定：70～85% 国登録：設計費のみ70～85%補助
②-2 国指定以外の文化財に対する国庫補助制度の創設	なし	国庫補助制度の創設	なし

	現行	要望内容	東日本大震災時
③ 文化財レスキュー事業の予算確保及び期間延長及び文化財ドクターの予算確保	実施中 (H28/7/12～H29/3)	文化財レスキュー：所要の財源と事業期間の確保 文化財ドクター：所要の予算確保	—
④-1 熊本地震に伴う復興事業に係る埋蔵文化財発掘調査の国庫補助率の嵩上げ	国庫補助：1/2	国庫補助：1/2以上 (交付税措置等を含め)	復興交付金 100% (復興庁)
④-2埋蔵文化財発掘調査等に必要な人材確保	地方自治法の規定に基づき8/10補助	支援体制の整備	復興交付金 100% (復興庁)

3 要望の内容

- ① 県民の誇りであり、本県のシンボルである熊本城が大きく被災し、復旧のためには、長い年月と多大な経費を要するとともに高い専門性も必要である。そのため、復旧に向けた継続的な財政支援と人的かつ技術的な支援をいただきたい。
- ② 国指定文化財の復旧は、文化財所有者の負担があるため、文化財の復旧が進まない可能性がある。そのため、国庫補助率を嵩上げいただきたい。
また、県、市町村指定文化財及び未指定文化財の多くが被災し、復旧のためには多大な経費を要するため、早期復旧に向け国庫補助制度を創設いただきたい。
- ③ 国の被災文化財救援（文化財レスキュー）事業は、救出作業を継続するための予算が不足し、一時保管している文化財の返還時期の長期化が懸念されることから、所要の予算確保と進捗状況を見据えた事業期間を延長いただきたい。また、文化財ドクター事業も所要の予算を確保いただきたい。
- ④ 震災により3万8千棟を超える住宅等が全半壊の被害を受けた。今後、復興に向けた建て替え等に係る文化財保護法第93条（94条）対応が急増することが予測され、係る予備調査には多大な経費を必要とする。また、その他、農地の復旧及び復興計画に伴う公共工事への埋蔵文化財対応の増加も予想されることから、早期復旧・復興に向け迅速に対応するために、東日本大震災と同様に全額国庫補助による支援をいただきたい。
また、今後の復興事業に伴い増加が予測される文化財保護法第93条（94条）への対応や、被災文化財の復旧対応、農地の復旧及び復興計画に伴う公共工事への埋蔵文化財発掘調査などに迅速に対応するため東日本大震災と同様の全額国庫補助による人的支援とともに、国からの呼びかけにより支援体制を整備いただきたい。

医療・福祉提供体制の立て直しのための財源措置等

【厚生労働省、内閣府】

提案・要望事項

熊本県の医療・福祉提供体制の立て直しのため、以下の措置を講じていただきたい。

- ① 病院の機能停止に伴う地域医療提供体制回復のための事業に対する財政支援
- ② 社会福祉施設等災害復旧事業に係る補助対象範囲の拡大（移転新築、地割れ・沈下対策、耐震工事・自家発電等、応急仮設施設の整備）
- ③ 聴覚障がい者に対する情報伝達体制づくり（手話通訳者、ろうあ者相談員の仮設住宅等への派遣、遠隔手話サービス）についての国庫補助制度の創設
- ④ 発達障がい者支援センターに配置する「発達支援コーディネーター」の人件費及び活動費等についての国庫補助制度の創設
- ⑤ 介護保険サービス利用料の減免に伴う県及び市町村の法定負担分の増に対する国庫補助制度の創設
- ⑥ 次の措置に伴う市町村等の負担増に対する平成 29 年度以降の財源措置
 - 介護保険料及びサービス利用料の減免
 - 被災した国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者の保険料（税）及び一部負担金の減免
 - 被災者に対する保育所、児童入所施設、障害福祉サービス等の利用者負担等の減免
- ⑦ 次の事業の継続のための平成 29 年度以降の財源措置
 - 被災により生活困窮に陥った方への生活困窮者自立支援法に基づく事業
 - 被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

- ① 総事業費：172,162 千円（平成 28 年度～平成 30 年度）

(1) 阿蘇医療センターの機能強化 事業費 5,896 千円（地域医療再生計画「阿蘇編」）

救急に係る高度医療従事者の阿蘇医療センターへの派遣

(2) 周産期医療機能強化 事業費 166,266 千円（地域医療再生計画「全県版」）

① 技術支援型医療従事者派遣

周産期、小児及び救急に係る高度医療従事者の県内医療機関への派遣

② 研修型医療従事者派遣

周産期、小児及び救急に係る高度医療従事者の高度、先進的な取り組みを行っている県外医療機関への派遣

②【老人福祉施設等】

被害状況：750 施設

被害額：8,446,090 千円 (H28.6 調査)

総事業費：1,619,960 千円

移転新築	718,000 千円
地割れ・沈下対策	200,000 千円
耐震工事・自家発電等	700,000 千円
応急仮設施設の整備	1,960 千円

【保護施設】

被害状況：3 施設

被害額：39,000 千円(H28.6 調査)

総事業費：15,000 千円 (地割れ対策)

③ 総事業費：41,000 千円

手話通訳者及びろうあ者相談員の派遣 (平成 28 年度)	24,000 千円
タブレット等を利用した遠隔手話通訳サービスの提供 (平成 28 年度～平成 30 年度)	17,000 千円

④ 震災に伴う支援件数 (H28.9.30 時点)

相談支援件数 289 件

地域住民、関係機関等への普及啓発等支援数 175 件

総事業費：48,000 千円 (平成 29 年度～平成 32 年度)

⑤ 総事業費 (平成 28 年度)：230,718 千円 (推計)

減免実施者数：5,114 人 (H28.7 末時点)

減免額 (推計)：156,890 千円 (H28.7 末時点)

⑥-1 総事業費 (平成 29 年度)：805,166 千円 (推計)

⑥-2 総事業費 (平成 29 年度)：950,000 千円 (推計)

⑥-3 【保育所等】

総事業費 (平成 28 年度)：800,000 千円 (推計)

減免対象者数：3,500 名 (推計)

【児童入所施設等】

総事業費 (平成 28 年度)：1,075 千円 (推計)

減免対象者数：13 名 (推計)

⑦-1 総事業費 (平成 29 年度)：54,861 千円

自立相談支援事業	23,033 千円
家計相談支援事業	15,706 千円
一時生活支援事業	9,638 千円
子どもの学習援助事業	6,484 千円

⑦-2 総事業費 (平成 29 年度)：455,400 千円

相談支援等事業	450,000 千円
保健師等に対する研修の実施	5,400 千円

2 現行制度及び東日本大震災時の対応等

項目	現行	要望内容	東日本大震災時
① 地域医療提供体制回復のための事業に対する財政支援	なし	熊本県地域医療再生基金の活用	地域医療再生基金の増し
② 補助対象範囲の拡大	【老人福祉施設等】 対象外 (対象経費は補助率1/2等) 【保護施設】 対象外 (対象経費は補助率1/2)	【老人福祉施設等】 移転新築 地割れ・沈下対策 耐震工事・自家発電等 応急仮設施設の整備 【保護施設】 地割れ対策	【老人福祉施設等】 対象外 (※個別に対象とされた事例あり) 【保護施設】 対象外
③ 国庫補助制度の創設 (手話通訳者及びろうあ者相談員の派遣 タブレット等を利用した遠隔手話通訳 サービスの提供)	なし	国庫補助制度の創設	なし
④ 国庫補助制度の創設 (発達支援コーディネーターの人件費 及び活動費等)	1/2 (地域生活支援事業)	国庫補助制度の創設	10/10 (障害者総合支援事業費補助金)
⑤ サービス利用料の減免に伴う、県及び市町村の負担増に対する国庫補助制度の創設	なし	国庫補助制度の創設	10/10 ※法改正により、減免に係る費用を保険給付の対象から除外

3 要望の内容

- ① 被災した熊本市市民病院や阿蘇立野病院等の地域の中核的な病院において入院患者を受け入れられない状態が長期化することにより、これまで当該病院に勤務している高度な技術や知識を有する医療従事者が離職し、県外に流出するなどといった懸念が生じる。

そのため、これらの医療従事者を阿蘇医療センター等の県内医療機関や高度、先進的な県外医療機関へ在籍出向するなどして、キャリアを継続し、離職を防止するとともに病院の速やかな再開を図る必要がある。

その財源として、平成 27 年度末をもって期限を迎えた「熊本県地域医療再生基金」の活用について、制度改正を承認いただきたい。

- ② 今回の地震により、多くの社会福祉施設等（老人福祉施設等 750 施設以上、保護施設 3 施設以上）が被災している。

現行の社会福祉施設等災害復旧費制度では、老人福祉施設等の復旧・機能維持に必要不可欠なものでも補助対象外となる費用がある。なかでも、土砂災害の発生のおそれがある現在地からの移転新築や地割れ・沈下対策、耐震工事等や、復旧工事に長期間を要する場合の応急仮設施設の整備に係る費用が補助対象外となっているため、復旧に際して事業者が多額の負担を強いることとなっている。

そのため、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助に係る対象範囲を拡大（移転新築、地割れ・沈下対策、耐震工事・自家発電等、応急仮設施設の整備）いただきたい。

- ③ 災害救助法に基づく手話通訳者や専門の相談員（ろうあ者相談員）等の派遣先は避難所や市町村の窓口に限られており、応急仮設住宅や自宅等は対象となっていないが、熊本地震以降、仮設住宅に居住される聴覚障害者（ろうあ者）や避難所から自宅に戻った聴覚障害者（ろうあ者）について、生活再建のために必要な情報の収集や、仮設住宅における近隣住民とのコミュニケーションが困難等の理由から手話等による通訳や相談のニーズが高まっている。

しかし、県内の手話通訳者は約 50 人と少なく、ろうあ者相談員はおらず十分な対応ができていないため、他都道府県からの通訳者等の派遣や情報通信機器（タブレット等）を利用した遠隔手話通訳サービスを利用できる環境の整備について、国庫補助制度を創設いただきたい。

- ④ 今回の地震により、発達障がい者支援センターの相談支援件数は増加しており、また、支援ニーズの多様化に伴う被災地の関係機関への支援及び連携調整などコーディネート機能の必要性が高まっている。

そのため、これらの支援にあたる「発達支援コーディネーター」の配置に係る費用について国庫補助制度を創設いただきたい。

- ⑤ 今回の地震により、特に被害の大きかった市町村では、介護保険サービス利用者の5割以上が減免を受け、1か月当たりの保険給付費が、震災前の水準から10%以上増加するなど、財政負担が重くなっている。

そのため、サービス利用料の減免に伴う県及び市町村の法定負担分の増に対する国庫補助制度を創設いただきたい。

- ⑥、⑦ 現在、熊本県においては、国に措置いただいた支援策を活用し、被災者に寄り添いながら、医療・福祉提供体制の立て直しに全力で取り組んでいるところである。被災者の痛みの最小化に向けて、早急にくらし・生活の再建を行うためにも、平成29年度以降においても、次のとおり十分な財源措置を行っていただきたい。

- 介護保険料及びサービス利用料を減免した場合の財源措置
- 被災した国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者の保険料（税）及び一部負担金の減免した場合の財源措置
- 被災者に対する保育所、児童入所施設、障害福祉サービス等の利用者負担等の減免した場合の財源措置
- 被災により生活困窮に陥った方への生活困窮者自立支援法に基づく事業の継続のための財源措置
- 被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業の継続のための財源措置

農林水産業の復旧・復興に向けた予算措置等

【農林水産省】

提案・要望事項

農林水産業の復旧・復興に必要な予算については、平成29年度においても十分な額を確保するとともに、複数年度での事業実施が可能となるよう措置いただきたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

①県内農林水産業の被害額 1,487 億円(推計値)

○農業関係被害：1,048 億円

農作物… 12.4 億円 (いちご、なす、すいか、トマト、メロン、肉用牛等被害)

農業施設…333.9 億円 (畜舎等の倒壊、選果場等の共同利用施設の損壊等)

農地等 …701.5 億円 (農地の法面崩壊等、ため池等の農業用施設、農地海岸施設損壊等)

○林業関係被害：405.6 億円 (林道施設…10.6 億円、山地崩壊…341.4 億円、治山施設…25.9 億円、林産施設…25.6 億円、その他 …2.1 億円)

○水産関係被害：33.2 億円 (漁港…19.3 億円、共同利用施設…8.3 億円、養殖施設…2.7 億円、水産物…1.6 億円、その他…1.3 億円)

②本県における復旧事業の予算化状況

・農林水産分野の地震関連予算総額 (平成28年度9月補正まで) 79,700 百万円

うち主な事業の予算措置の状況

…震災復旧緊急対策経営体育成支援事業 19,790 百万円

…生産総合事業(強い農業づくり交付金) 8,040 百万円

…畜産クラスター事業 1,692 百万円

…県営農地等災害復旧事業 5,869 百万円

…緊急治山事業 4,445 百万円

…強い水産業づくり交付金 319 百万円

…産地活性化総合対策事業(熊本地震分) (国直接採択)

2 要望の内容

現在、被災地においては、国で措置いただいた支援策を活用し、官民一体となって迅速な復旧に向けて、全力で取り組んでいる。しかし、復旧事業の実施に当たり、施工業者への発注増加や資機材の需要の高まりのほか、とりわけ被害が甚大な地域では、いまだ生活基盤の再建途中で、経営再開への着手が遅れているなど、復旧には長い期間を要することが想定される。

そのため、公共・非公共事業ともに平成29年度以降においても十分な予算を確保するとともに、工事箇所によっては、複数年に渡る事業実施が必要となることを見込まれることから、円滑な事業実施について、御配慮いただきたい。

復興のための企業立地・投資促進パッケージの創設

【経済産業省】

提案・要望事項

地震の直接被害に加え、不透明な今後の事業環境に対する不安がなお続いている中、東日本大震災の際の政府による被災地支援も踏まえ、本県が、経済の復興・雇用創出につながる力強い成長投資を促すため、人材育成や実証事業等に係る集中的な予算投入、平時より一歩踏み込んだ大胆な企業税制の特例、規制改革、新分野への事業投資等の金融支援を含む包括的な支援をしていただきたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

地震による県内商工業の設備、建物等の被害額は8,200億円と推計されるが、生産設備等の倒壊や土砂災害等による直接の打撃に加えて、2度の本震に続いて4千回超に及び余震が継続したことによって、今後の熊本県の事業環境に対する不安が蔓延している。地震後の消費マインドの低下、さらに、その後の復興景気に続く県経済の冷え込みも懸念される。

その上、被災したインフラの復旧はなお途上で見通しが立たない上に、本年秋以降と見込まれる倒壊した住宅や施設等の再建が本格化する前に、熊本県の有効求人倍率の伸び率は九州トップレベルとなっており、建設業に限らず、人材の相互流動の高い他業種でも人手不足が懸念されている。

観光については、震災後は阿蘇・熊本城の二大観光資源が被災した上、風評被害も重なり、前期まで堅調に伸びてきた海外からのインバウンド客については、本年4～6月期は対前年同期比40.1%で、約6割の大幅減となっている。

2 現行制度及び東日本大震災時の対応等

	現行	要望内容	東日本大震災時
東日本大震災の際の政府による被災地支援も踏まえた ①人材育成、実証事業等に係る予算集中投入 ②企業税制の特例創設 ③規制改革 等の包括的な支援	—	東日本大震災の際の政府による被災地支援も踏まえた ①人材育成、実証事業等に係る予算集中投入 ②企業税制の特例創設 ③規制改革 等の包括的な支援	①津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助 ②特別立法による税制上の特例措置、規制改革

3 要望の内容

東日本大震災の際の政府による被災地支援も踏まえ、本県が、経済の復興・雇用創出につながる力強い成長投資を促すため、人材育成や実証事業等に係る集中的な予算投入、平時より一歩踏み込んだ大胆な企業税制の特例、規制改革、新分野への事業投資等の金融支援を含む包括的な支援をしていただきたい。

被災企業に対する復興支援及び販路開拓に係る国庫補助制度の充実

【経済産業省】

提案・要望事項

地震により被災した多くの企業・事業者を支援するため、グループ補助金及び小規模事業者持続化補助金について、次年度以降も必要な予算を確保いただきたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

県内商工業の設備、建物等の被害額は8,200億円と推計され、その甚大な被害から復旧・復興を果たすためには、単年度ではなく複数年にわたる支援措置が必要である。

なお、グループ補助金については、県内事業者へのアンケート等の結果を踏まえ、追加で必要となる予算額は400億円と想定している。

※国・県補助金ベース600億円（商工業関係400億円、医療関係80億円、その他120億円）

【予算措置の状況】

- ・ グループ補助金：国費800億円（熊本地震復旧等予備費及び第二次補正予算により措置）
- ・ 小規模事業者持続化補助金：国費145億円（熊本地震復旧等予備費及び第二次補正予算により措置、但し、九州又は全国枠）

2 現行制度及び東日本大震災時の対応等

	現行	要望内容	東日本大震災時
グループ補助金、小規模事業者持続化補助金の予算確保	—	次年度以降の事業実施に必要な予算確保及び本年度予算の繰越等柔軟な対応	・グループ補助金：H23年度から現在も継続実施中 ・持続化補助金：H25年度から現在も継続実施中

3 要望の内容

今回の地震により被災した多くの企業・事業者にとって、東日本大震災時と同様に措置されたグループ補助金を活用した復旧整備事業の実施は、本県経済の復興にとって、極めて有効な施策であり、事業者の期待も非常に高い状況である。

しかし、様々な課題を抱える事業者にとって、復興事業計画の策定や事業実施に時間を要する場合も考えられ、事業者の方々からは、次年度以降も事業が実施できるようにして欲しい、予算を十分に確保して欲しいとの要望が強く寄せられている。

そのため、東日本大震災の際と同様に、複数年にわたり事業実施ができるよう万全の予算措置等を講じていただきたい。

また、震災で損なわれた販路や市場を回復するために、小規模事業者持続化補助金も万全の予算措置等を講じていただきたい。

被災地の新たなまちづくりに向けた支援制度の創設等

【内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省】

提案・要望事項

今後の被災団体のまちづくりを迅速に進めるため、東日本大震災時に創設された復興交付金のような幅広い財政需要に対応できる自由度の高い総合的な支援制度（交付金等）の創設を含め、今後必要となる事業の補助率の嵩上げや拡充等の措置を講じていただきたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

- (1) 被害の状況 住家被害：172,880 棟（全壊8,251 棟、半壊30,731 棟）
※ 庁舎等の公共施設や都市機能施設への被害、道路の閉塞や寸断による避難路等の機能喪失等あり

(2) 総事業費

現在、被災団体において、復興計画等の策定に向けた取組みが進められており、計画策定の過程で必要な事業メニューも含め総事業費を検討予定。

なお、本県においても、甚大な被害を受けた熊本都市圏東部地域の創造的復興を推進するブランドデザインを策定し、まちづくりを支援することとしている。

【各地域で一体的に取り組む必要がある事業（想定）】

国土交通省	道路整備、土地区画整理事業、災害公営住宅整備など
文部科学省	学校施設整備、幼稚園整備、埋蔵文化財調査など
厚生労働省	医療機関・社会福祉施設整備など
農林水産省	農地・農道、生産施設整備など

2 現行制度及び東日本大震災時の対応等

	現行	要望内容	東日本大震災時
新たなまちづくりに向けた支援	—	自由度の高い総合的な支援制度（交付金等）等	復興交付金の創設 ※東日本大震災における復興交付金の特徴 ① 複数省庁の事業の一括化と補助率嵩上げ ② 自由度の高い効果促進事業（ソフト事業） ③ 地方負担の軽減

3 要望の内容

甚大な被害を受けた市町村では、今後、教育、医療、産業振興等の様々な観点を考慮した上で、新たなまちづくり、災害に強いまちづくりを行っていく必要がある。被災市町村は、財政力が低い中で巨額の財源が必要となり、さらなる財政負担が発生することとなる。

各市町村では、年度内に復興計画を策定し、速やかに各事業に着手することとしており、住民生活の早期の復興のため、まちづくりに対する強力な支援が早期に必要な状況である。

そのため、東日本大震災時に創設された復興交付金のような幅広い財政需要に対応できる自由度の高い総合的な交付金制度を含め、今後必要となる事業の補助率嵩上げや制度拡充とともに、地方負担の軽減に向けた財政支援措置の充実等を図っていただきたい。

住宅（宅地）再建及び被災地の復興のために必要な事業の 予算確保及び制度拡充等

【国土交通省】

提案・要望事項

- ① 被災宅地の復旧等に必要な宅地耐震化推進事業の予算確保、補助率嵩上げ及び補助対象を拡充いただきたい。
- ② 被災地の復興のために必要な事業（街路・道路事業、土地区画整理事業、都市防災総合推進事業、防災集団移転促進事業、小規模住宅地区改良事業、災害公営住宅整備事業等）の予算確保及び補助制度を拡充いただきたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

・被害状況

- ① 被害状況 熊本都市圏及び阿蘇地域を中心に、かげや擁壁の崩壊、液状化、陥没といった様々な宅地被害が多数発生（H28.9月末時点で 約15,000件と推定）
- ② 今回の地震により被災した市町村では、道路の閉塞や寸断による避難路等の機能喪失や災害時に防災活動の拠点となる公園等の不足などのまちの課題が明白となった。

・総事業費

- ① 宅地被害 約70,000百万円
（H28.9月末時点見込、事業を実施できるか不確定なものを含む）
- ② 熊本地震により甚大な被害を受けた市町村では、復興計画等の策定に向けた取組みが進められており、計画策定の過程において被災地の復興のために必要な総事業費を検討予定

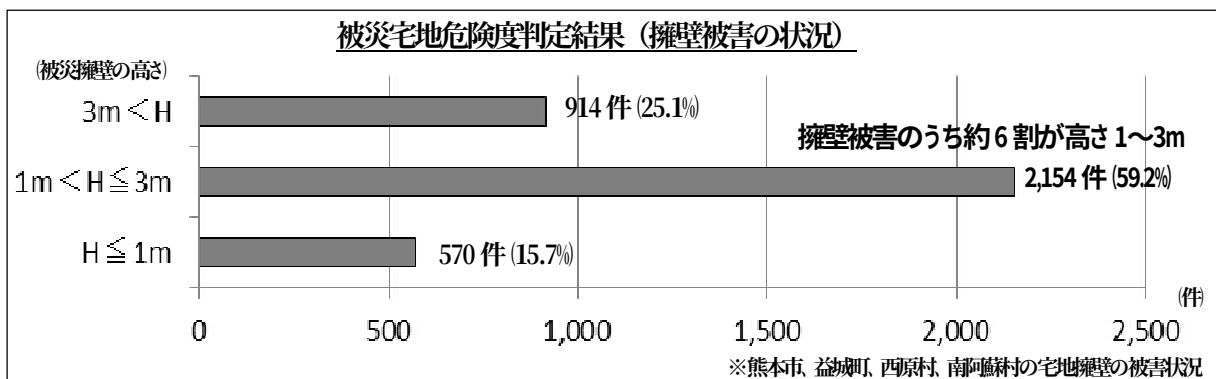
2 現行制度及び東日本大震災時の対応等

	現行	要望内容	東日本大震災時
①-1宅地耐震化推進事業 （滑動崩落、液状化対策の補助率嵩上げ）	1/3、1/4	1/2	1/2※
①-2宅地耐震化推進事業 （補助対象工事の追加）	—	2m以上の規模の小さな擁壁や陥没等国庫補助対象工事に追加	—
②被災市街地復興土地区画整理事業 （補助対象の拡充）	公共施設整備に伴う支障建築物の移転補償費のみ	施行区域内の全ての移転建築物に係る移転補償費を国庫補助対象に追加	—

※東日本大震災時には、復興交付金及び震災復興特別交付税が交付された。

- ① 熊本地震では、造成地の滑動崩落や擁壁崩壊、液状化、陥没など東日本大震災を超える多大な宅地被害が発生しており、被災者の一日も早い生活再建のためには、熊本地震の特質に応じた宅地の早期復旧が求められている。

なかでも、避難路等公共施設への影響の恐れがある高さ2mを超える擁壁崩壊や阿蘇市に見受けられる宅地陥没等、国庫補助制度の対象とならない宅地被害が多数存在することから、宅地耐震化推進事業の補助率嵩上げ及び制度の拡充、並びに必要な予算を確保いただきたい。



- ② 益城町をはじめとする熊本地震により甚大な被害を受けた被災地においては、市街地の早期復興や喪失した公共施設、都市機能施設の機能復旧を図るため、街路・道路事業や土地区画整理事業、都市防災総合推進事業、防災集団移転促進事業、小規模住宅地区改良事業、災害公営住宅整備事業等を実施し、震災からの復興に躊躇なく取り組むことが必要である。

そのため、被災地における復興に不可欠な事業について、必要な予算を中長期的に確保するとともに、土地区画整理事業における活断層を避けた宅地の移転等による移転補償費の増大に対応するための国庫補助制度の拡充など、国による全面的な支援をいただきたい。

被災地の迅速な復旧・復興に必要なとなるインフラ整備等

【国土交通省、総務省】

提案・要望事項

- ① 被災地の迅速な復旧・復興のためのインフラ整備（公共土木施設・公営住宅等の災害復旧、復興を支援する道路整備、河川管理・下水道・港湾施設の耐震化、土砂災害対策、熊本城の早期復旧と耐震化等）に必要な予算を確保いただきたい。
- ② 被災した阿蘇地域の早期の復旧・復興に向け、直轄事業による阿蘇大橋地区の大規模崩壊斜面对策及び国道57号（現道、北側復旧ルート）の災害復旧事業並びに直轄代行事業による国道325号阿蘇大橋、県道熊本高森線（俵山ルート）及び南阿蘇村道栃の木～立野線の災害復旧事業について、一日も早く完成させていただきたい。
- ③ 地震発生により必要になった単独費（地震に伴う緊急点検費、災害復旧の補助採択に至らない災害の復旧費等）に対する財政支援をいただきたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

- ① 道路、河川、砂防、港湾、海岸、下水道、都市公園といった公共土木施設等が3,300箇所以上と広範に被災し、被害額は約1,900億円に及んでいる。また、公営住宅の被害は131団地で、土砂災害は158箇所が発生した。
- ② 南阿蘇村の阿蘇大橋地区では大規模な斜面崩壊が発生し、国道57号が遮断されるとともに、国道325号阿蘇大橋が落橋した。また、西原村の県道熊本高森線俵山ルートでは、橋梁6橋及びトンネル2本を含む延長約10kmに渡って大規模に被災するなど、阿蘇地域では特に甚大な被害が発生した。

2 要望の内容

- ① 今回の地震により被災した公共土木施設等については、今後、復旧事業等が本格化していく。また、熊本地震からの復興を真に実現するためには、リダンダンシーの強化及び観光地域へのアクセスを強化する道路整備や、被災地域の経済を支える物流拠点となる港湾施設の耐震化、被災地域の安全・安心を確保する河川管理・下水道施設の耐震化等のインフラ整備が不可欠である。そのため、熊本地震からの迅速な復旧・復興に必要なとなるインフラ整備に係る平成29年度予算の総額確保をいただきたい。

（主な事業）

- ・公共土木施設、公営住宅等の災害復旧
- ・復興を支援する道路の整備
- ・河川管理施設や下水道施設の耐震化
- ・港湾施設の耐震化
- ・熊本地震で土砂災害が発生した箇所等における土砂災害対策
- ・熊本城の早期復旧と耐震化の推進

- ② 今回の熊本地震で被災した阿蘇大橋地区の斜面や国道５７号、国道３２５号阿蘇大橋については、被害の規模や現場状況の厳しさから、復旧は困難を極めると想定されたが、国においては、いち早く国直轄事業及び直轄権限代行事業で復旧事業等に取り組んでいただいた。

また、県道熊本高森線と南阿蘇村道栃の木～立野線については、全国で初めて大規模災害復興法に基づく直轄代行で復旧事業に取り組んでいただいた。

さらには、直ちに「熊本地震復旧等予備費」の使用により、早期に復旧事業等に着手いただいたところである。

その後も、阿蘇大橋地区の崩壊斜面对策については強力に事業を推進し、その状況を逐次公表いただいている。また、国道５７号については北側復旧ルートの決定及び現道復旧の検討、県道熊本高森線（俵山ルート）についてはトンネルと旧道を活用しての年内での暫定供用方針の公表、国道３２５号阿蘇大橋については架け替え位置の決定、村道栃の木～立野線長陽大橋ルートについては来年夏での応急復旧による開通目標の公表など、迅速かつ着実に取り組みを進めていただいている。

いずれの路線も地域住民の重要な生活道路であるとともに、本県にとっても物流や阿蘇地域の観光産業を支える非常に重要な路線である。

現在でも、この被災した路線は遮断された状態が続いており、多くの県民が通学や通勤に困難をきたすなど、非常に不便な日常生活を強いられているとともに、熊本県内はもとより九州全体の物流や観光など、経済活動にも非常に深刻な影響を及ぼしている状態が続いている。

これらの復旧は、地元の期待も大きく、また、阿蘇地域ひいては熊本県の復興に欠かせないものであるため、引き続き、早期完成に向け事業を促進いただきたい。

- ③ 今回の地震により、公共土木施設等が広範に被災したことから、二次被害防止等のために単独費で緊急点検を実施した。

また、災害復旧に向けた調査設計についても単独費で実施した。

さらに、流木や土砂の撤去などで災害復旧の補助採択に至らないものや、迂回路の舗装補修、落石の除去などで補助対象とならないものについても単独費で対応した。

今後も、被災した道路の迂回路として利用されている道路の舗装補修などを単独費で実施する必要がある。

未曾有の大災害からの復旧・復興に取り組む中で、国からは様々な御支援をいただいているが、現制度では補助対象とならない、こういった費用の積み重ねが県や市町村財政の大きな負担となっている。

そのため、地震発生により必要になった単独費について、これまで支出した費用や今後実施する事業に係る費用に対する財政支援をいただきたい。

公共交通等の復旧・復興に向けた支援

【国土交通省】

提案・要望事項

- ① 国内外からのゲートウェイ“阿蘇くまもと空港”における重要な公共施設である空港ターミナルビルの復旧について、国による全面支援をいただきたい。
- ② 第三セクター鉄道である南阿蘇鉄道の災害復旧に対する国庫補助率嵩上げ等、東日本大震災における三陸鉄道と同様の支援をいただきたい。
- ③ 阿蘇地域の復興に向けた阿蘇大橋地区の砂防事業、道路事業と一体となったＪＲ豊肥本線の早期復旧への支援をいただきたい。
- ④ 路線バスによる公共交通確保のため、国庫補助制度拡充等の支援をいただきたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

①阿蘇くまもと空港ターミナルビル

- ・被害状況：天井の落下、躯体の損傷（主に増築部分）、壁に多数の亀裂 など（一部搭乗口、飲食店、ふれあい広場など立入禁止区域あり）
- ・総事業費：現在、概算額を積算中。今後、復旧の手法等について、熊本空港ビルディング(株)など関係機関と検討していく予定。

②南阿蘇鉄道

- ・被害状況 立野地区を中心に橋梁損壊、トンネル亀裂等多数
4月15日から全線運休（※7月31日、高森駅-中松駅間運行再開）
- ・総事業費 未定（復旧費用は、地質地盤等の調査（約201百万円）を行ったうえで算定）

③ＪＲ豊肥本線

- ・被害状況 阿蘇大橋地区を中心に大規模な斜面崩壊等多数
4月15日から肥後大津駅-豊後萩駅で運休（※7月9日、阿蘇駅-豊後萩駅間運行再開）

④路線バス

- ・バス事業者の被害額 約630百万円（県内4社合計、前年度と比べた赤字の増加見込み額）

2 現行制度及び東日本大震災時の対応等

①国による支援

現行	要望内容	東日本大震災時
—	国による全面支援	無利子貸付の特別措置(8/10)

②災害復旧事業費国庫補助率嵩上げ

現行	要望内容	東日本大震災時
1/4	1/4→1/2	1/4→1/2

④国庫補助制度の拡充等

現行	要望内容	東日本大震災時
—	・補助要件の緩和 ・対象経費の拡充	・補助要件の緩和 ・対象経費の拡充

3 要望の内容

①阿蘇くまもと空港ターミナルビル復旧への支援

・今回の地震により、益城町にある阿蘇くまもと空港ターミナルビルが損壊し、特に国内線ターミナルビルでは、一部天井の落下、躯体の損傷（主に増築部分）、壁の多数の亀裂など多大な損傷を受けた。

国内線については、応急復旧により旅客導線が確保され、4月19日に一部運航が再開、6月2日から地震前の全便の運航が再開され、国際線については、6月3日から3路線中、台湾高雄線のみ運航が再開されたところである。

しかしながら、損傷が酷く立ち入りを制限している箇所が複数あり、全面復旧の目処は立っていない。

そのため、国内外からのゲートウェイ“阿蘇くまもと空港”における重要な公共施設である空港ターミナルビルについて、早期に復旧できるよう、国による全面支援をいただきたい。

②南阿蘇鉄道の早期復旧に向けた支援

南阿蘇鉄道は、沿線地域の日常の交通手段として、また、トロッコ列車が運行される観光資源としても大変重要な路線である。

今回、立野地区を中心に線路や橋梁・トンネル等に甚大な被害を受けており、全線復旧には、かなりの費用と期間を要する見込みである。

なお、現行制度では、第三セクター鉄道の災害復旧事業費の国庫補助は1/4であり、地方及び事業者の負担が過大となっている。

南阿蘇鉄道は経営基盤がきわめて脆弱であり、強力な支援が不可欠である。

そのため、南阿蘇鉄道の早期復旧に向けて、東日本大震災における三陸鉄道と同様、国庫補助率の嵩上げ（1/4→1/2）等による財源措置等支援を実施いただきたい。

③JR豊肥本線の早期復旧への支援（砂防事業、道路事業と一体となった早期復旧）

今回の地震により、橋梁の崩落という甚大な被害を受けた阿蘇大橋地区においては、JR豊肥本線に対しても大規模な土砂流入があり、復旧のめどが立たない状況である。通勤や観光の足として、大変重要な公共交通網が寸断されており、その被害は莫大なものとなっている。

については、阿蘇大橋地区の砂防事業、道路事業と一体的に国による早期復旧を進めていただきたい。

④路線バスによる地域公共交通確保のための支援

地震後、県内の路線バス事業者は、道路状況が悪い中にもかかわらず、被災地域住民の足を確保すべく、早期に運行を再開されましたが、利用者数は大きく落ち込んでおり、幹線系統を運行する県内4事業者の合計で、昨年度に比べ、赤字額が約6.3億円増大する見込みとなっている。

経営状況の厳しい路線バス事業において、この被害は沿線自治体の補助金負担の増加はもちろん、今後の路線維持・事業存続を脅かすものであることから、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金における補助対象要件を緩和（輸送量要件の緩和、自社単価による費用額算定）、並びに補助対象経費の拡充（輸送実績による補助金減額の適用除外）いただきたい。

観光地復興のための支援

【国土交通省・外務省】

提案・要望事項

- ① 「熊本地震復旧等予備費」による割引付旅行プラン助成制度の継続及び誘客促進に要する経費について支援いただきたい。
- ② 沖縄や東北3県で既に実施されている中国人に対する数次ビザ発給制度を適用いただきたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

熊本地震の発生により県内に甚大な被害が発生し、県内の宿泊施設では約33万人もの宿泊キャンセルが発生するなどの風評被害があったものの、旅行プランの割引・販売費用等の助成制度「九州観光支援交付金」の活用により、本県への旅行需要は回復しつつある。一方で宿泊施設の中には復旧まで時間を要するところもある。

加えて、10月8日（土）未明に起きた阿蘇中岳第一火口の爆発的噴火に伴う風評被害による宿泊キャンセルの発生も懸念される。

また、本県では、急速に拡大するインバウンド需要を取り込みながら、地方創生を進めてきたが、今回の地震により、その需要の多くを喪失している。

○ 外国人延べ宿泊者数（出典：観光庁宿泊統計調査）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
2015年	46,260	54,340	59,680	55,530	51,330	45,720
2016年	70,990	86,410	84,640	54,670	8,110	12,180
前年比	153.5%	159.0%	141.8%	98.5%	15.8%	26.6%

2 現行制度及び東日本大震災時の対応等

	現行	要望内容	東日本大震災時
中国人観光客に対するビザ発給要件の緩和	緩和なし	沖縄県及び東北3県と同様の数次ビザの適用	東北3県に対し数次ビザを導入

3 要望の内容

割引旅行商品や割引宿泊券の販売により7月から9月の本県の宿泊者数は30万人を超える見込みであり、地震で失われた旅行需要の回復に、当該制度は有効な手段である。

しかし、本県観光の復興は、これからが正念場であり、交通インフラや観光施設の復旧になお多くの時間を要し、本格的な回復への道りは長期にわたることから、12月までの措置である割引付旅行プラン助成制度の継続措置をいただきたい。

また、今後インバウンド需要を取り戻すためには、様々な施策を活用して外国人観光客を呼び込む必要がある。

このため、本県の最重点市場の1つである中国市場対策として、既に沖縄や東北3県で実施されている中国人に対する数次ビザ発給制度の適用など、本県への外国人観光客数の回復の後押しとなる施策の実施及び外国人観光客向けのPR事業等、国内外からの誘客促進に要する経費について支援いただきたい。

被災ペットの譲渡推進支援

【環境省】

提案・要望事項

県が被災ペットとして収容した動物の譲渡推進のため、県内の譲渡体制の整備や県外自治体への譲渡体制の構築に関して、財源措置を含めた支援をいただきたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

被害状況

県が収容した動物数	1,909 頭
元の飼い主への返還頭数	220 頭
新たな飼い主への譲渡数	942 頭
県で収容している動物数	358 頭 (10月14日現在)

2 要望の内容

今回の地震により、多くのペットが被災したため、熊本県ではこれまでに1,909頭のペットを収容してきた。また、本県では、被災ペットの殺処分を行わず、県内外の動物愛護団体や多くのボランティア、九州内の各自治体と連携し、収容した動物の約3分の2について、返還及び新たな飼い主への譲渡を行ってきた。

しかし、保健所や動物管理センターの収容能力も限界となり、新たな受入れや適正な飼養管理が困難な状況となっているため、県内での譲渡の推進体制の整備や県外自治体への譲渡を推進していく必要がある。

既に、被災ペットとして収容した動物の譲渡の推進のため、譲渡講習会の開催、専門家の派遣等の支援を受けているが、必要な体制整備に関して、財源措置を含めた支援をいただきたい。

警察活動費についての国庫補助金の予算確保

【警察庁】

提案・要望事項

- ① 警察の災害警備活動についての国庫補助金の予算を確保いただきたい。
- ② 被災した警察情報通信基盤についての国庫補助金の予算を確保いただきたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

・総事業費：182 百万円

(① 災害警備活動：110 百万円、② 被災した情報通信基盤：72 百万円)

2 現行制度及び東日本大震災時の対応等

	現行	要望内容	東日本大震災時
①補助対象活動の範囲	範囲拡大なし	警察活動費についての国庫補助金の予算確保	復興事業のみ
①補助対象活動の国庫補助率	1/2	警察活動費についての国庫補助金の予算確保	1/2

3 要望の内容

今回の地震後、全国から多くの警察災害派遣部隊の応援を受け、捜索活動や交通対策、犯罪抑止対策等に従事いただいたところである。応援職員数は延べ約2万8千人に上り、応援部隊に係る車両、ヘリコプター、発動発電機等の燃料や災害警備用資機材等に係る費用は約1億円に達している。

また、捜査支援システムや110番指令センター、ヘリコプターテレビシステム等の警察情報通信基盤に甚大な被害が生じており、初動警察活動等に大きな支障を及ぼしている。

現行の補助金制度では、警察活動費に対する国庫補助金は、警察官数、警察署数、犯罪の発件数等を元に算出した所要額の1/2であるが、特別な事情があるときは、1/2を超えて補助できることとなっている。

しかし、国庫補助対象外とされる経費も多く、本県の財政負担が極めて過重である。

そのため、県外応援部隊及び警察情報通信基盤の復旧費用も含めた警察活動費について、国庫補助金の予算を確保いただきたい。

